

2.3.3 他制度との比較

(1) NPO 事業サポートローンとの比較

コミュニティ・ビジネス融資の可否に関する審査基準は、既存の制度である NPO 事業サポートローンをベースとしている。

NPO 事業サポートローンと、創出支援融資制度の比較は次のとおり（図表 3-10）。

1) 対象と資金使途

まず、事業サポートローンは、立ち上げ時の融資は対象外であるのに比べ、創出支援融資制度はこれをサポートするものである。

次に、福祉分野に限らない NPO を対象とすることである。近畿労働金庫の事業サポートローンは、活動を福祉分野とする NPO 法人に対象を限定している。2002 年（平成 14 年）の大臣勧告により、福祉分野に限定するという法規制はなくなり、NPO 法人であれば活動分野を問わず融資の対象となるが、金銭面での体力という意味から福祉分野の NPO 法人が依然として中心になっている。コミュニティ・ビジネスの場合は福祉分野限定ではなく、フェアトレードショップの開店、環境系グッズの販売店開設への取り組みなどを幅広く対象とした。

2) 融資総枠と損失補償内容

本制度では、個人保証に加え、大阪府による損失補償を付した。具体的には、大阪府が 1,500 万円の損失補償を準備することで、近畿労働金庫がコミュニティ・ビジネス立ち上げ時の団体に対して 1 億の融資枠を準備するというスキームである。損失補償は、損補割合が 70%、代位弁済率が 15%で措置されている。代位弁済率 15%は、通常銀行が中小企業へ融資を行う場合と同率である。

3) 融資限度額と金利、保証

融資限度額は事業サポートローンが 1,000 万円であるのに対して、コミュニティ・ビジネス創出支援融資は 400 万円に設定されている。この融資限度額の差は、受けられる融資が少なくなるという意味ではなく、金利面で条件の良いコミュニティ・ビジネス融資から限度額に応じた利用を行った上で、残りの 500 万円を NPO 事業サポートローンから借りるという柔軟な対応をとっているためである。

金利は、事業サポートローンより低い 1.95%に設定された。

また、個人連帯保証人は、事業サポートローンの場合団体代表者以外に 2 名、合計 3 名必要であるのに対し、コミュニティ・ビジネス融資は合計 2 人で良いこととした。ただしケースによって、保証人の人数は変動する。

2.3.4 各主体における本事業の位置づけ

(1) 大阪府商工労働部

大阪府商工労働部では、「大阪産業再生プログラム（案）」が2000年（平成12年）に策定されて以降、コミュニティ・ビジネス関連施策を検討していたが、2001年（平成13年）に事業化奨励金による立ち上げ経費の一部助成を検討していた段階から、奨励金の助成のみならず、融資制度や経営アドバイスといった制度が必要だと考えていた。

今回の制度では、NPO法人が特に制度の対象となっているが、これについてNPO法人は、信用保証協会の対象とならず、一般的に融資が受けにくい傾向があること、コミュニティ・ビジネスへの応募が予想される企業組合や有限会社、社会福祉法人等は、商工労働部が所管する他の制度融資のスキームでサポートすることが可能であることから、特にNPO法人向けの融資制度が必要であると考えた。

また、一般の制度融資が使えない中では、大阪府が一定割合のリスクを負い、民間金融機関からの融資を可能とすることが必要だという認識にいたった。

(2) 近畿労働金庫

大阪府がコミュニティ・ビジネス融資を3年間の実験的取り組みと捉えている一方、近畿労働金庫は、むしろNPO事業サポートローンの一形態として捉える傾向が強い。また、既存の融資制度により貸し倒れに陥った団体がこれまでなかったこともあり、社内での実施の困難性は比較的低かったという。

また行政が枠組みをつくり、その実施を民間に丸投げするという方式ではなく、事業設計の段階において民間の意見も加味し、実施にあたっては府と民間の双方がリスクを分け合い協働した点も、価値ある仕組みだったと捉えている。

大阪府側が、先導的コミュニティ・ビジネス創出支援事業の際に、コミュニティ・ビジネスという横断的なテーマに対して部署の垣根を越えて取り組んだことなど、コミュニティ・ビジネスに対して府として全庁的に取り組んだことに対する評価もあった。

(3) 今後の展望

1) 事業の終了と今後に向けた検討の実施

現在は、先導的・モデル提案型コミュニティ・ビジネス創出支援事業の募集が終了しているため、本制度についても新規融資は受け付けていない。この点について大阪府は、2年間事業の結果、当初の想定に比べて融資のニーズが少なかったため、結果的には継続的な制度には至らなかったとしている。

また大阪府が2004年（平成16年）に関連施策についての評価を実施した報告書「大阪府コミュニティ・ビジネス支援モデル事業の評価と今後のコミュニティ・ビジネス支援のあり方について」では、コミュニティ・ビジネスの支援は、市町村レベルで取り組んだ方が効果的な場合も多いとし、今後は、現在までの蓄積を生かしてコミュニティ・ビジネス関連施策への専門的なアドバイス機能を強化するとともに、コミュニティ・ビジネス支援に取り組む

市町村をモデル的に支援すること、コミュニティ・ビジネスへの関与について、広域的視点からの補完にシフトしていくべきだとの考え方も示されている。²⁵

しかし、どういう方法を用いるかは別として、資金面での支援はいずれにしても重要だという認識を持っており、今後についての支援のあり方や具体的な方針について、検討を続けるものとしている。

2) 自治体との協力関係

本制度は、近畿労働金庫としても、NPOに関連した政策としては、自治体と連動した初めての試みであった。実際に制度を運用し、他地域や他事例への援用性・波及性・汎用性を持つ制度であると感じるとともに、他の地方自治体から制度に関する問い合わせも多く、社会的な関心の高さが伺えたとしている。

本制度によって融資を実施した6件のうち、現段階で貸し倒れに陥った団体はない。返済期限は7年に設定されており、近々多くの団体が返済終了を予定している。

近畿労働金庫としては、通常の融資では手が届かない創業融資に対して、自治体とリスクを分担することを取り組めたことに意義を感じると共に、こうした自治体との政策に連動した商品設計は引き続き重要だと考えている。

図表 3-10 NPO 事業サポートローンとの制度比較

名称	NPO事業サポートローン	きょうと市民活動応援 提携融資制度	大阪府コミュニティ・ビジネス創出支援融資制度	
融資対象者	特定非営利活動法人 ※任意団体期間を含め2年以上活動(事業)を行なっているNPO法人	きょうとNPOセンター内に設置する「公益性審査委員会」による事業プランの公益性審査を経て、融資申し込みの推薦を得た京都市内のNPO法人(事業歴・活動分野は問わない)	大阪府のコミュニティ・ビジネス創出支援事業について、大阪府に公募申し込みを行い、府が申し込みを受け付けたNPO法人	○福祉分野以外の融資も可能
資金使途	1. 運転資金 2. 設備資金	1. 設備資金 2. 運転資金 3. 立ち上げ資金	1. 設備資金 2. 運転資金 (いずれも事業立ち上げ時の資金)	○立ち上げ時の資金も含む
金利	返済期間・融資の種類によって異なるとともに、市場の動向に応じて	ろうきん所定の融資金利	年1.95%(固定)	○利率が比較的低い
1件あたりの融資限度	1. 無担保: 1,000万円以内(当座貸越を含む) 2. 有担保: 原則として担保評価の範囲内	500万円以内	400万円以内	○限度額が低い - 創業時 利率の低い 本制度を活用 - その後 通常制度を活用
総融資枠	—	5,000万円	1億円	
返済期間	1. 運転資金: 5年以内 2. 設備資金: 7年以内 (有担保: 最長20年)	1. 証書貸付 / 5年以内 2. 手形貸付 / 1年以内	1. 証書貸付 / 7年以内 2. 手形貸付 / 1年以内 但し運転資金は原則5年以内	
担保	1. 無担保: 不要 2. 有担保: 不動産・近畿ろうきんの定期預金等	不要	不要	○担保が不要
保証	個人保証 原則、法人代表者、他、連帯保証人2名以上	個人保証 原則として法人代表者、他連帯保証人1名	1. 大阪府による損失補償 2. 個人保証 原則として法人代表者および連帯保証人1名	

²⁵ 「大阪府コミュニティ・ビジネス支援モデル事業の評価と今後のコミュニティ・ビジネス支援のあり方について」2004

3. 調査結果の分析

以上の3件のヒアリングの結果から、見えてきたことをまとめる。

3.1.1 なぜ金融機関はNPOに融資をくいづらいのか

金融機関はNPOに対する融資について、積極的ではないという意見をしばしば耳にする。ここではまず、そもそもなぜ金融機関がNPOに対する融資が活発化しない要因を整理してみる。

(1) リスクの把握の困難さ

金融機関は通常、財務データに基づき貸し倒れ率を定量的に把握した上で、融資先の定性分析を加えて、格付けを行なう。だが、NPOはこうした金融機関が通常融資の可否判断を行なう際に用いる体系の枠外にあり、リスクを把握することが困難であると思われる。

1) 定量的な財務分析の困難さ

企業に比べて、NPOの場合、分析のベースとなる財務情報のデータが圧倒的に不足している。

現在、日本国内で、NPOの財務情報を把握しようと考えた場合考えられる情報源は、いくつかある。例えば、内閣府および47都道府県のNPO法人認証担当窓口では、毎年NPO法人から提出を受けた事業報告書等について、閲覧を実施している。また、近年は所轄庁のウェブサイトから、NPO法人の事業報告書等が閲覧可能（一部公開を含む）となっているのは、9所轄庁である。これらはいずれも事業報告書はじめ、財産目録、貸借対照表、収支計算書、定款が閲覧可能であり、1件を除いて、全てPDFでのデータ提供となっている²⁶。

また、大阪大学NPO研究情報センターでは、科学研究費補助金（研究公開促進費）データベース「NPOデータベース検索サイト」の運用を開始した。本データベース検索サイトは、日本のNPO法人（47都道府県＋内閣府所轄のNPO法人）の基礎情報ならびに財務情報を体系的にデータベース化したものを公開している。本データベースでは、CSV形式でのデータ提供がされており、統計的分析も期待できる一方で、データの提供年度が2003年（平成15年）度となっており、時系列的なデータ整備という点では難しい面がある。

また、特定非営利活動法人日本NPOセンターでは、全国のNPO法人を名称別・所在地別・活動分野別等で検索することができるデータベース「NPOひろば」を設置している。本サイトの場合、財務情報も公開するものであるが、各NPO法人が自ら情報を入力する形式をとっているため、団体によって情報の情報量に違いがある。

さらに財務情報が集まったとしても、体系化に向けた取り組みの困難さから、財務データから融資先のデフォルト率を想定するモデルの構築にはまだまだ時間がかかるものと思われ、実用的なデフォルト率の把握を行なうことが難しいのではないかと考えられる。

²⁶ 「特集 NPO法人の情報開示」、機関紙「NPOのひろば」No.43、2005、日本NPOセンター

2) 定性分析の困難さ

NPO 法人の事業は、非営利事業と営利事業が組み合わさっている。そのため、一般の営利事業と比べて事業の構造が把握しづらく、通常の融資審査では定性的判断が難しいものと考えられる。こうしたことから、金融機関においては NPO 法人への融資に対するリスクが把握しづらく、また通常の融資判断とは別の手間がかかることから、NPO 法人に対する融資について消極的であるのではないかと考えられる。

(2) リスクを分散させる仕組みの未整備

1) 信用保証制度

公的信用保証制度は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的制度で、事業者が金融機関から事業資金を調達する時に、信用保証協会が保証人として中小企業者の信用力を補完することで、円滑な資金調達を促す制度である。信用保証協会が保証をつけることにより、金融機関が資金を貸し出した中小企業が貸し倒れになった場合は、信用保証協会が中小企業に代わって金融機関に債務の支払い（代位弁済）を行う。

さらに、中小企業金融公庫の信用保険制度が、信用保証協会の保証を保険によってカバーし、信用保証制度をバックアップする役割を果たしている。信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った際に、中小企業金融公庫は、信用保証協会に代位弁済額の 70%又は 80%を保険金として支払う。

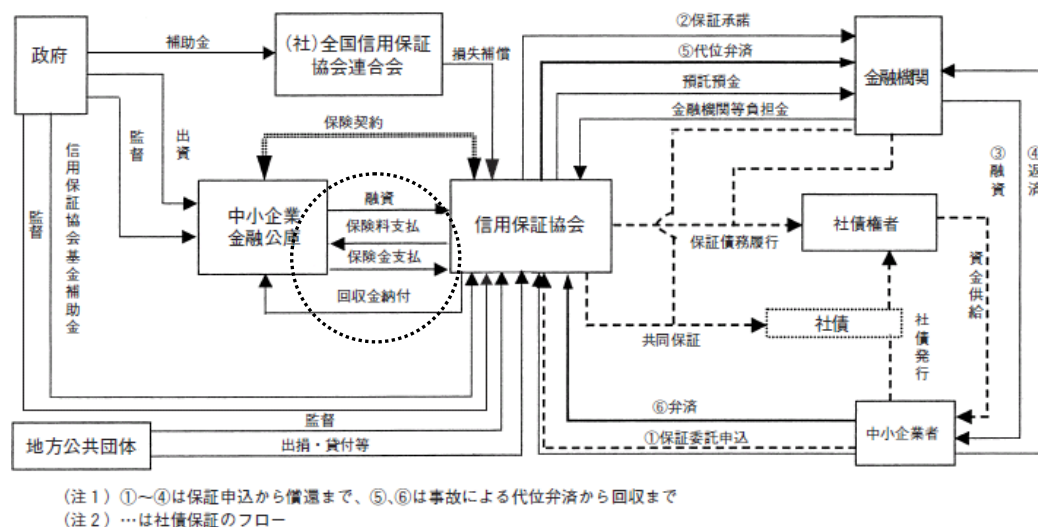
信用保証協会の根拠法は、信用保証協会法であり、法第 20 条「業務」では、「中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証」等々協会の業務を規程している。この「中小企業者等」の概念では、特定非営利活動法人は特に排除されているものではない。

一方で信用保険制度の根拠法である中小企業信用保険法の対象として、NPO 法人はこの範疇に入っていない。よって、信用保証制度の保険契約を行なう主体である信用保証協会と中小企業金融公庫との間で保険の支払いはされず、無保険状態となる。

一般の信用保証制度は保険制度がないものはほぼ皆無と言ってよく、従って、信用保証協会としては NPO 法人を対象とすることはほぼないといつてよい²⁷。

²⁷破線丸印部分が保証されていないため、無保険状態が発生することになる。

図表 3-11 信用補完の仕組み図²⁸



2) 制度融資

制度融資は、自治体・信用保証協会・指定金融機関の三者が協調して、金融機関が融資を行う制度である。通常、信用保証協会の保証により中小企業の信用力を補うとともに、自治体から信用保証協会を経由して預けられる預託金によって低利で融資を行うことができる。自治体が信用保証協会に無利子貸付を行い、信用保証協会はその分を預託金として金融機関に預託し、金融機関はその資金を運用して得られた利益で、低利貸し出しによる利子収益の不足分を補う。制度融資によって、基盤の弱く、自力で資金調達することが難しい中小企業が、やがて自分の実力と信用力で金融機関から資金調達ができるようになるまでの間、資金調達を支えるための制度であるともいえる。

こうした制度は、自治体の商工政策に沿って企画される制度であり、地域の中小企業の活性化を目的として、自治体から金融機関や信用保証協会に働きかけて制度化されるものである。このため、制度融資の有無や商品性などは自治体の政策の方向性によって左右される。

こうした制度融資は、2003年度（平成15年度）都道府県で931件、市町村で3,382件、合わせて4,313件存在する。このように、一般の中小企業向けの制度としては、利用実績のある制度であるが、本制度をNPO法人に対する支援の仕組みに展開していく動きは見られない。

こうした現状を見る限り、NPO法人融資の際に発生するリスクを、何らかの手立てで分散させる仕組みは未整備であるといえ、結果として金融機関による融資可能性を押し下げているのではないかと考えられる。

28 <http://www.zenshinoren.or.jp/image/H18-sikumizu.pdf>

3.1.2 本調査に関連する各制度のポイント

(1) リスクの分散

1) 第三者による担保保証の存在

本調査に関連する制度では、リスクを分散させる仕組みの1つとして、第3者が担保となる預金を提供したり、保証を行ったりしている例が見られた。

例えばきょうと市民活動応援提携融資制度では、京都労働者福祉協議会が拠出した1,000万円を、ソーシャルファンド型預金として近畿労働金庫に預け入れたうえで、近畿労働金庫はソーシャルファンド預金を担保として近畿労働金庫が有するNPO法人向けの融資制度を補強している。

また、大阪府コミュニティ・ビジネス創出支援融資制度では、融資額の70%を大阪府が保証を行うことで、近畿労働金庫が創業間もない事業者に円滑に資金支援を行うことを可能としている。

(2) 自治体の政策との関係性

1) 自治体の積極的な取り組み

今回調査の対象とした大阪府コミュニティ・ビジネス創出支援融資制度では、コミュニティ・ビジネスの促進に向けてセクションの枠を超えた全庁的な取り組みがあるなど、自治体の前向きな姿勢があり、コミュニティ・ビジネスの振興という観点から制度融資が構築されたが、現段階ではごく限られた事例である。

2) 助成制度（自治体原資）によるスクリーニング

しんきん都岐沙羅起業家応援ローンでは、新潟県の総合補助金制度を原資とした「都岐沙羅の元気づくり」事業を通じて社会的事業の種となる住民の活動を発掘、助成金により支援を行うとともに、テクニカル・サポートを実施している。こうした助成金を受ける審査を通過し、きめ細かいサポートを受けている団体であれば、金融機関も比較的安心して融資に望むことができる。

大阪府のコミュニティ・ビジネス創出支援融資制度も同様で、「事業化奨励金」とする100万円の助成金が、起業の最初の一歩として活用され、その上で、大阪府と近畿労働金庫が協力の上で制度が構築されている融資制度につなげている。

(3) 中間支援組織の存在

調査対象事例では、直接的な資金の貸し借りや融資判断には関与しないものの、中間支援組織が制度の成立に大きな働きをしていることがわかった。

しんきん都岐沙羅起業家応援ローンでは、NPO 都岐沙羅パートナーズセンターが「都岐沙羅の元気づくり」を全面的に牽引し、助成事業である「住民活動支援」事業では、3カ年の事業計画を助成先と検討するとともに、地域ぐるみのサポート体制を築いている。

きょうと市民活動応援提携融資制度では、きょうと NPO センターが「公益性審査委員会」を設置し、近畿労働金庫による審査に先立ち公益性を判断する二段階の審査とすることで、金融機関の負担を低下させ、金融機関が協力しやすい体制を築いている。

(4) 金融機関の姿勢

調査の結果、現時点では、金融機関の姿勢によって、融資制度の成立可否が大きく異なることがわかった。

きょうと市民活動応援提携融資制度、コミュニティ・ビジネス創業融資制度を扱う近畿労働金庫は、東京労働金庫、群馬労働金庫（両者とも現在は中央労働金庫）と同時に、日本で初めて NPO やコミュニティ・ビジネスを対象とするローン商品「NPO 事業サポートローン」の取扱いを開始した。

また近畿労働金庫では、「儲けない金融機関」を標榜し、かねてより地域共生推進センターを中心に、「近畿労金 NPO アワード（阪神・淡路大震災 10 周年事業として、安心して暮らせる住まいづくりの応援に、無担保住宅ローンの特別金利優遇を行い、その利用に応じた額を被災地支援や防災に努める NPO へ助成）」、「社会貢献預金（預金者が定期預金の満期利息の 10% を寄付金として拠出、金庫が同額を寄付）」、「NPO 寄付システム（預金口座からの自動振替機能を使用し NPO に寄付する場合、手数料を免除）」など、非営利事業へのサポートを展開している。

村上信用金庫は、地域産業の地盤振興について、高い意識と危機感を抱いており、若者を中心とした地域産業の担い手育成に積極的な考え方を持っている。例えば、全国信用金庫協会が実施する「協創の場づくりワーキング・グループ」に参加し、積極的な提言を行った²⁹。

また、当該信用金庫の危機意識の一つとして、メガバンクや大手地方銀行がこれまでの営業範囲を超えて、地域への進出を積極的に進めていることで、これまで以上に地域密着型の経営、地域における相互扶助を意識した経営を意識している状況にある。地域の小規模金融機関である信用金庫は、金利などの融資の商品性ではメガバンクや大手地銀と競争することが難しく、地域との密着度を顧客に訴求することで差別化を図ることを考えている。

3.1.3 各制度の課題と今後

(1) 制度の持続性

各事例は、それぞれ個性的な取り組みを行なっているが、これらの制度を持続的なものとするためには、次のような観点から検討が必要であると考えられる。

²⁹本ワーキング・グループでは新長期経営計画「しんきんルネッサンス 2006」で目指す持続可能な地域社会づくりとお客様満足度の高い金融の実現に向けた具体策として、新事業創出と人材確保のための長期インターンシップの活用を提案するなどを行なっている。

1) 中間支援組織の収益

きょうと市民活動応援提携融資制度及び、しんきん都岐沙羅起業家応援ローンでは、地域
の中間支援組織が重要な役割を果たしている。

だが、両者ともに融資制度を通じて中間支援組織に金銭的な対価を支払っておらず、中間
支援組織は通常の業務の範囲内で（もしくは持ち出しで）制度をサポートしている（きょう
との場合は完全に持ち出し、都岐沙羅の場合は助成に伴う中間支援組織の活動成果の無償提
供と捉えることができる）。

こうしたことから、今後持続的な制度を構築するためには、中間支援組織に対する収益分
配をどのように考えていくべきかが重要なのではないかと考えられる。

2) 自治体の政策との関係性

自治体による助成を前提とした制度構築の場合、事業年度の終了により、制度自体がストッ
プしてしまう例が見られた。（コミュニティ・ビジネス創業融資制度の場合、12 万人緊急雇
用プラン及び、産業再生プログラムの推進時期における、モデル実施として本制度は位置づ
けられている。しんきん都岐沙羅起業家応援ローンは、「ニューにいがた里創プラン」による
新潟県の総合補助金制度（5 ヶ年）を前提に制度が構築されている。）

これらの事例については、大阪、新潟ともに自治体内部ではモデル事業としての積極的な
位置づけを行なっているため、今後はここでの実績を踏まえたより持続的な制度構築に向け
た取り組みが期待される。

(2) 融資モデルの積み重ねの必要性

実態調査では、NPO への融資制度を、金融機関として、リスクを見極める上でも、最初の
一歩目の制度として実績作りを行う、という位置づけがなされているという回答を得ること
が多かった。

今後は、こうした着実な取り組みを通じて、金融機関としてのリスクを的確に判断・把握
し、また中間支援組織、自治体といった連携可能な諸機関との関係性を構築することが、重
要であると考えられる。

II. NPOバンクと地域金融機関、自治体の連携

1. 実態調査における問題関心

1.1 課題の所在

NPOバンク（市民出資による非営利のバンク）が現在各地で誕生している。

NPOバンクの現状を見ると、民間非営利活動のサポートと育成を掲げれば掲げるほど、高コスト体質になる可能性が高い。また審査の方法が確立していないことや、件数の拡大を企図しつつ成功していない状況が見受けられる。さらに、金融機関の審査を通過しない高リスク案件こそNPOバンクの存在意義があるとする考え方もあるが、その結果NPOバンクが低い金利で高リスク案件を抱えることになり、業態そのものの基盤が損なわれかねない。

1.2 調査の仮説

そこで、本調査では第3章I同様、『地域金融機関とNPOバンク、自治体がそれぞれの持つリソースを提供し、協働することで、それぞれの主体の持つ課題が解決し、制度がより有効に機能する』との仮説の下、

金融機関や自治体とのタイアップによって融資制度を構築しているNPOバンクを先進事例として抽出・分析し、よりよい制度構築に向けた将来像を検討する。

1.3 調査の方法

調査では、自治体や金融機関との協力が見られるNPOバンクや市民ファンドについてヒアリング調査を行う。具体的な調査の対象は、図表3-12の通り。なお調査の際は、1つの事例につき、貸し手側（制度の運用主体）、制度運用上の協力者、資金の受け手側のそれぞれの主体にヒアリングを行なう。

図表 3-12調査対象（NPOバンクと地域金融機関、自治体の連携）

類型	制度名称	ヒアリング先
II. NPOバンクと 地域金融機関、 自治体の連携	北海道NPOバンクによる 融資制度	・北海道NPOバンク
		・北海道労働金庫
	長野NPO夢バンク融資制度	・長野NPO夢バンク
		・長野県

2. 実態調査の報告

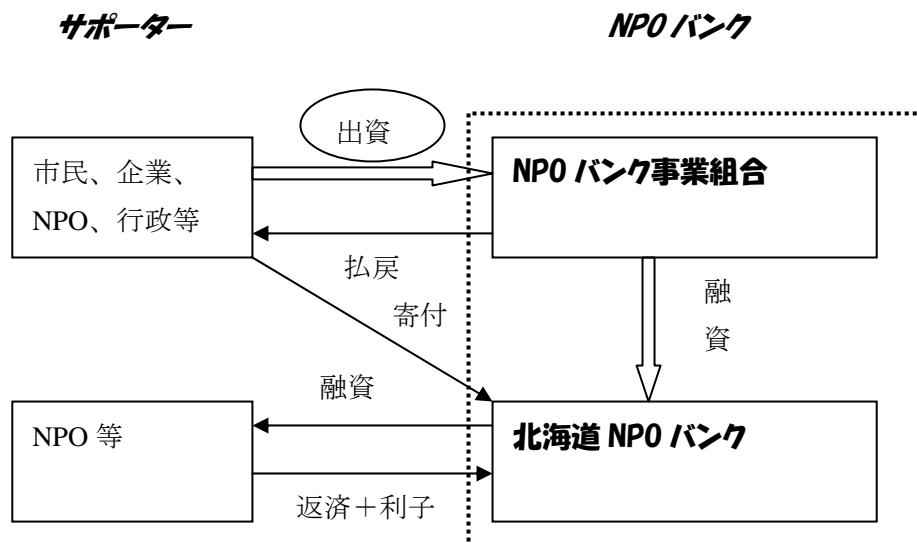
2.1 北海道 NPO バンク

2.1.1 運営組織

NPO などの市民活動団体への融資を目的とする特定非営利活動法人北海道 NPO バンク（以下「北海道 NPO バンク」）と、出資を募る NPO バンク事業組合により構成されている（図表 3-13）。

北海道 NPO バンクは、NPO 法人やワーカーズコレクティブに融資を行うことを目的に、学識経験者、公認会計士、税理士や NPO の実務家により設立された。しかし、特定非営利活動促進法のもとでは、出資の扱いが明確に位置づけられていないため、広く融資原資の資金調達を受ける受け皿として、北海道 NPO バンクに対する融資を行う目的で NPO バンク事業組合（以下「事業組合」）を民法 667 条に基づいて設立した。NPO バンク事業組合への出資は、趣旨に賛同する市民活動団体、市民、企業又は行政等である。なお、北海道 NPO バンクが、融資原資を増やすために事業組合からの融資の他に、サポーターや自治体等から直接寄付を受けることもある。

図表 3-13 NPO バンクの概要



（資料）北海道 NPO バンク提供資料

2.1.2 設立の経緯

前知事の公約で NPO が一つの目玉として取り上げられたこともあり、全道的な NPO 推進のための民設のシンクタンクとして 1995 年（平成 7 年）に NPO 推進北海道会議が設立され（1999 年（平成 11 年）NPO 法人登記）、同会議が主導して、「北海道 NPO サポートセンター」（1998 年（平成 10 年）3 月設立、1999 年（平成 11 年）4 月登記）「北海道 NPO バンク」（2002 年（平成 14 年）10 月登記）などが設立されてきた（図表 3-14）。

図表 3-14 NPO 推進北海道会議、NPO サポートセンター、NPO バンクの関係



北海道においても、NPO 法人は、行政や企業にはできないサービスの担い手として、また地域経済の活性化の担い手として活躍が期待されていたが、その経営基盤はまだ脆弱であった。

自己資金で解決できる範囲での活動の場合は外部からの資金の必要性はさほど強くないが、法人格をとり自己資金の枠を超えて、そのミッションのための活動を展開するには、外部からの資金協力や事業に係る対価を求める必要がある。しかし、多くの団体では、資金不足、運転資金不足のために運営が苦しい状況にあり、特に何かしらの事業を実施したときに報酬が支払われるまでの期間のつなぎ資金が不足しがちな現状にあった。一方で、銀行等においては、NPO は信用保証協会からの保証がうけられないため、融資に消極的な現状にあった。

このような中、経営基盤の強化や事業遂行力の向上を図るため、NPO 団体自らが NPO のための新しい融資制度を作る必要があるとの考えに基づき、2002 年（平成 14 年）5 月「NPO 融資制度検討準備会」を開催。政策投資銀行、未来バンク、市民バンクなどの先進事例を参考としながら、現在の NPO バンクのスキームを構築した。

また、資金需要の事前把握のために、2002（平成 14 年）年 5 月に NPO 資金需要アンケートを実施。NPO 団体約 100 団体に対し、事業の種類、組織形態、常勤職員数と平均賃金、事業規模、これまでの融資申込みの有無、融資実績、今後の借入希望などを聞いた。

2002 年（平成 14 年）8 月に北海道 NPO バンク設立総会を開催、10 月 4 日に NPO 法人の認証を受けている。融資は、3,000 万円の融資原資で 2002 年（平成 14 年）12 月から開始した。

2.1.3 NPO 推進北海道会議、北海道サポートセンター等との関係

NPO 推進北海道会議は、道民による NPO 推進の中心的な存在であり、北海道 NPO サポートセンター、北海道 NPO 越智基金、北海道 NPO バンクは、そのバックアップのもと相互に連携、補完しあっている（図表 3-14 参照）。NPO 推進北海道会議は、事業高に応じて事務経費を北海道 NPO サポートセンターに支払っている。

NPO バンクは、北海道サポートセンター内に事務所を構えており（机一つ分）、北海道サポートセンターのスタッフの一人が、NPO バンクを担当している。NPO バンクからは、今年度より月 3 万円を場所代として北海道 NPO サポートセンターに支払っている。なお、北海道 NPO バンクの事務所は、民間企業が無料で提供している。

他に、関連の強い団体としては、北海道 NPO 越智基金がある。北海道 NPO 越智基金は、当時の NPO 推進北海道会議の代表者の友人で NPO に理解のある教育者が 1999 年（平成 11 年）に亡くなり、その遺産をもとに 1999 年（平成 11 年）4 月に設立された基金である。助成原資 2,500 万円でスタートし、7 年で NPO やボランティアに対し 1,443 万円の助成を行っている。

2002 年（平成 14 年）に NPO バンクにも 500 万円の寄付出資を出している。北海道 NPO バンク設立当時、道や市からの補助がつかなければ、この越智基金の 500 万から始めようと考えていた。

2.1.4 出資金・寄付金について

(1) NPOバンク事業組合への出資

20歳以上の個人又は企業や団体等であれば、原則誰でも加入可能である。理事会による審査は行われるが、出資額が事業組合の総出資額の1/2を越えるようなとき以外は、原則として加入は承認される。

出資は、一口1円単位で、1万口以上の出資が条件。(出資金は、年1回の払い戻しが可能。また、1万口を維持すれば、部分的な払い戻しも可能。)

行政からの支援としては、2002年(平成14年)に北海道から1,500万円の補助金(ふれあい財団への補助、ふれあい財団からの出資)、札幌市から500万円の補助金を受けている。(図表3-15参照)

一般からの出資には、例えば、以下のような例がある。

- ・ 主人の遺産の一部を行政に寄付しようと思った人が、どのような用途に使われるか明確でないので、迷っていたところ、近所の若い人に、北海道NPOバンクを紹介された、という事で、200万円を寄付。
- ・ 福祉関係の仕事をしていた人が退職して、退職金の一部として100万円を寄付。
- ・ 数ヶ月に1度1万円ずつ継続して出してもらっている。
- ・ ある日突然東京から振り込まれており、確認をしたところ、特にNPO活動をしているわけでもないが、北海道が好きなので、という理由。

最近、北海道新聞に掲載された記事を読んだということで多額の寄付の申し出が入ったこともあり、一般市民の認知度向上は、出資や寄付を募る手段として非常に重要であると認識している。

他に、融資を受けるためには組合員になる必要があるため、融資を受ける団体から1万円、2万円の出資がある。また、2期以上の実績がない場合に、200万円の融資が必要な場合は10万円の出資が必要なため、10万円の出資をする団体もある。

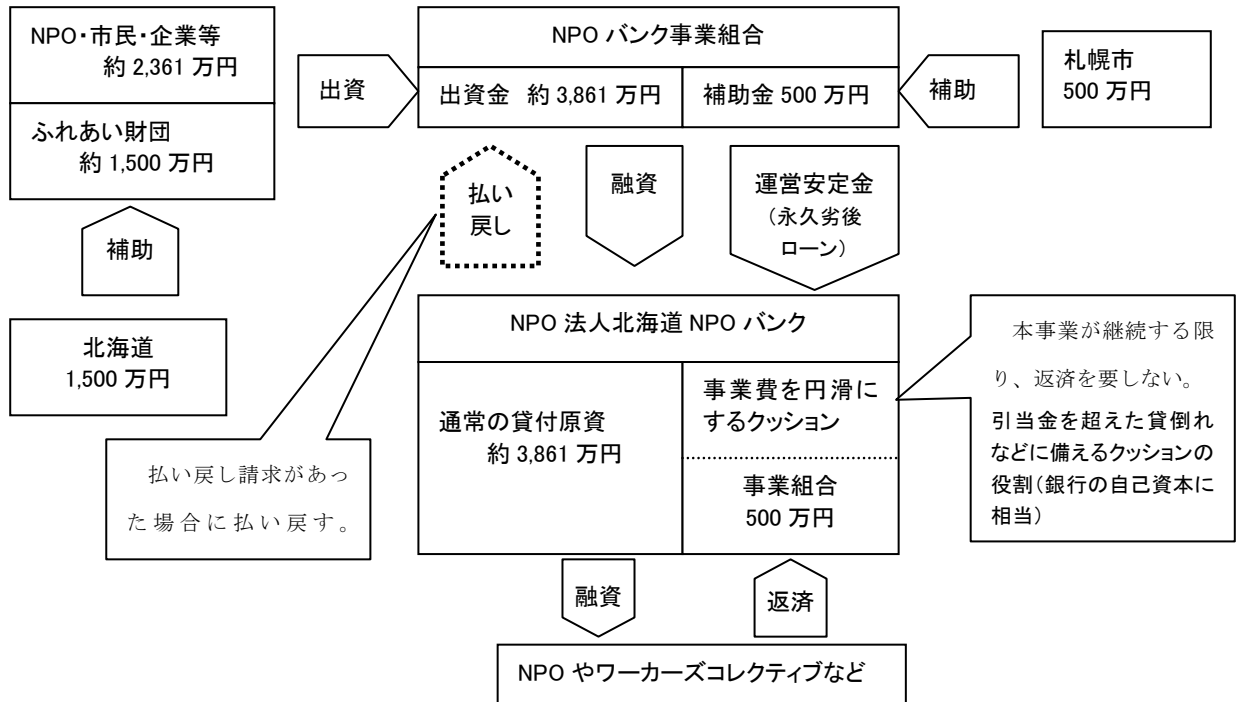
企業からの出資は、総額527万円。このうち400万円が連合北海道からである。また、残りの127万円は基幹産業などの大企業からではなく、中小企業が多く、例えば役員の中にNPOに関わっている人がいて、その人の働きかけで出資してくれているところなどが多い。

なお、事業組合の決算後に剰余金が生じた場合には配当を行うことにしているが、当分の間、北海道NPOバンクが貸倒れに備えるため、北海道NPOバンクに対する融資は無利息としている。したがって、組合には剰余金が生じないため、当分の間、配当を支払うことは予定していない。

(2) NPO バンク 運営安定金への出資

NPO バンク 運営安定金への総括図は (図表 3-15) に示すとおりである。

図表 3-15 NPO バンク 運営安定金への総括図



(資料) 北海道 NPO バンク 提供資料

(3) NPO バンク への出資・寄付の状況

2007 年 (平成 19 年) 3 月 2 日時点の出資・寄付金の状況は図表 3-16 の通りであり、現在 4,500 万円を越えている。

図表 3-16 出資金・寄付金集計

2007 年 3 月現在

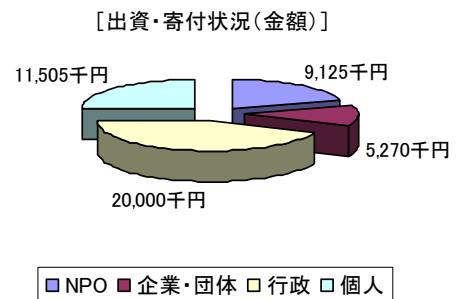
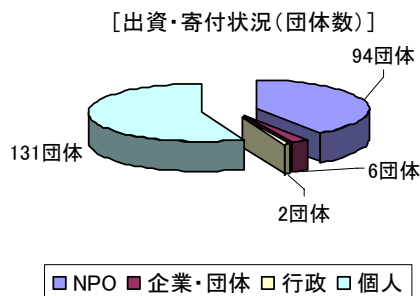
NPO バンク事業組合	NPO	企業	行政	個人
出資金合計①	94	6	1	129
¥39,889,500	¥9,125,000	¥5,270,000	¥15,000,000	¥10,494,500

NPO 法人北海道 NPO バンク	NPO	企業	行政	個人
寄附金(原資)②	0	0	1	2
¥6,010,000	¥0	¥0	¥5,000,000	¥1,010,000

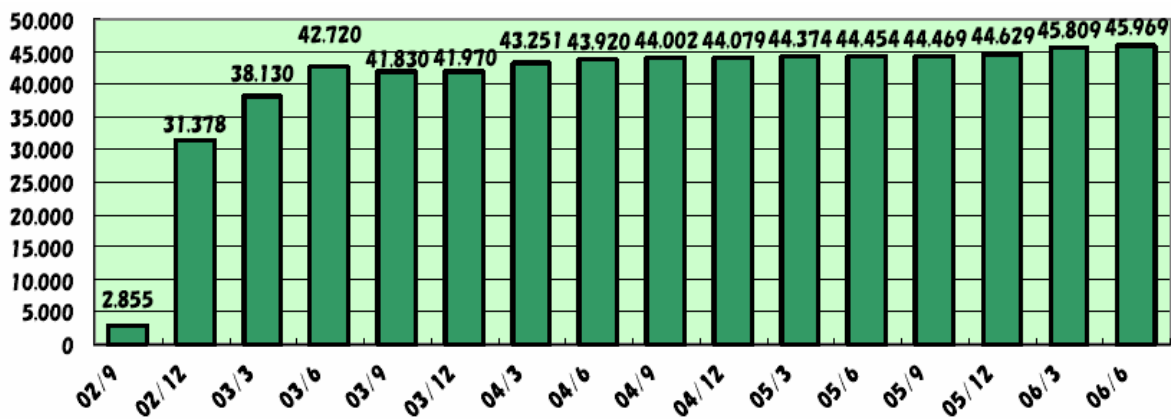
NPOバンク(原資)	NPO	企業	行政	個人
③=①+②	94	6	2	131
¥45,899,500	¥9,125,000	¥5,270,000	¥20,000,000	¥11,504,500

NPO 法人北海道 NPOバンク 寄附金(運転資金)④	NPO	企業	行政	個人
寄附金(運転資金)④	3	0	0	15
¥635,984	¥9,997	¥0	¥0	¥625,987

NPOバンク	NPO	企業	行政	個人
⑤=③+④	97	6	2	146
¥46,535,484	¥9,134,997	¥5,270,000	¥20,000,000	¥12,130,487



図表 3-17 過去5年間の出資・寄付金の推移



(資料) 北海道 NPOバンク 提供資料。